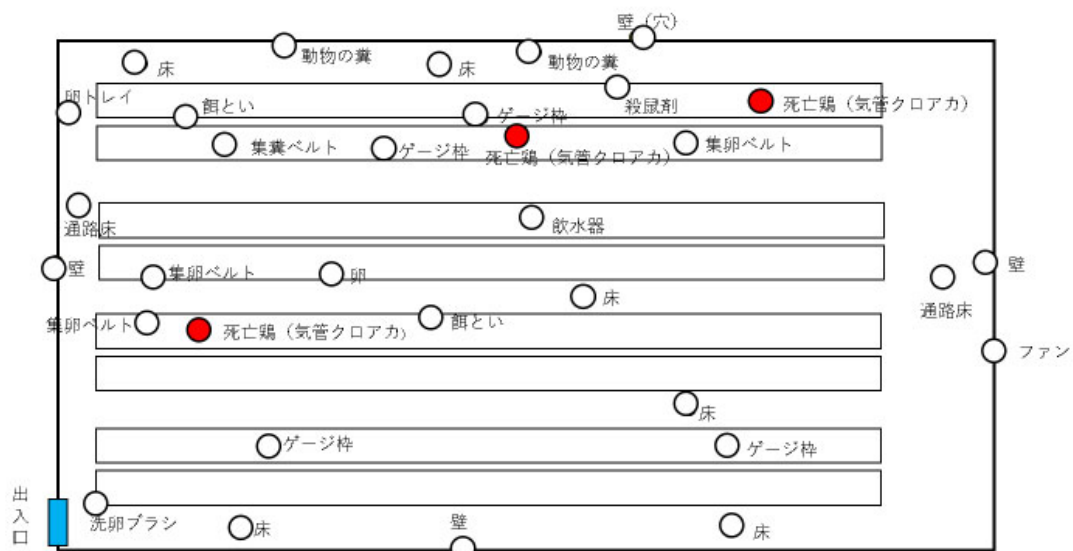


が、隣接ウインドレス鶏舎(3号鶏舎)の死亡鶏からウイルスは検出されなかった。
また、環境からはウイルスは検出されなかった。

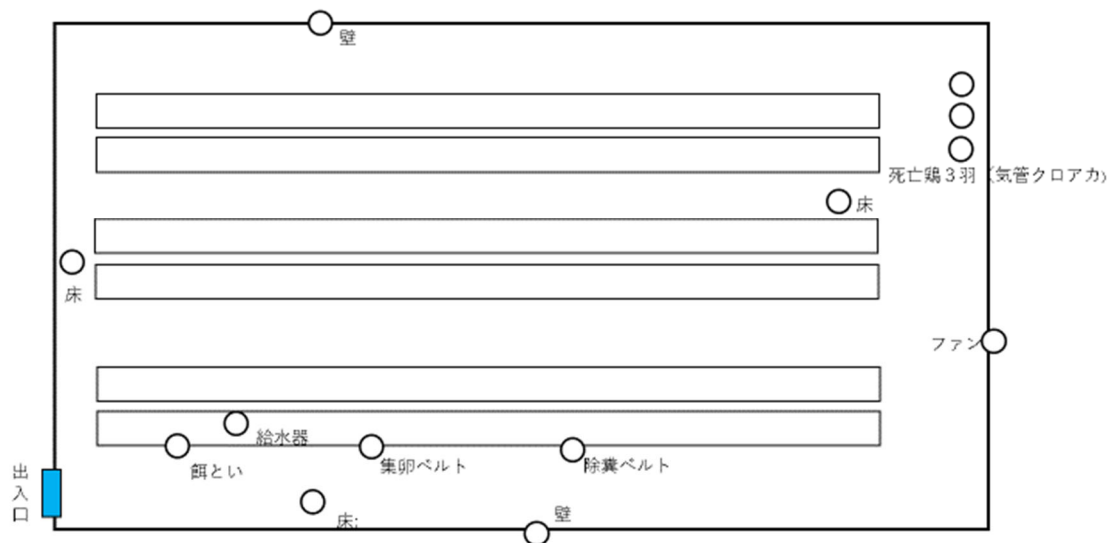
採材場所	採取したサンプル
発生鶏舎 (1号鶏舎)	出入口側：壁、通路床、卵トレイ、集卵ベルト、洗卵ブラシ、ケージ枠、餌とい、集糞ベルト、ゲージ枠、動物の糞、卵、 <u>死亡鶏（気管・クロアカスワブ）</u> 中央部：壁、通路床、ケージ枠、餌とい、ゲージ枠、動物の糞、飲水器、殺鼠剤皿、 <u>死亡鶏（気管・クロアカスワブ）</u> 奥側：壁、奥通路床、床、ケージ枠、ファン、集卵ベルト、 <u>死亡鶏（気管・クロアカスワブ）</u>
隣接ウインドレス鶏舎 (3号鶏舎)	出入口側：床、餌とい、飲水器、 中央部：床、集卵ベルト、壁、除糞ベルト 奥側：床、ファン、死亡鶏3羽（気管・クロアカスワブ）
隣接ウインドレス鶏舎 (4号鶏舎)	東壁側通路やや奥： <u>死亡鶏3羽（気管・クロアカスワブ）</u>
開放鶏舎 (5号鶏舎)	入口側：壁、床 中央部：集卵ベルト、集糞場、飲水器、餌とい、床、ゲージ枠 奥側：壁、床
開放鶏舎 (6号鶏舎)	西壁側通路やや奥： <u>死亡鶏3羽（気管・クロアカスワブ）</u>

※下線部はウイルスが検出された検体

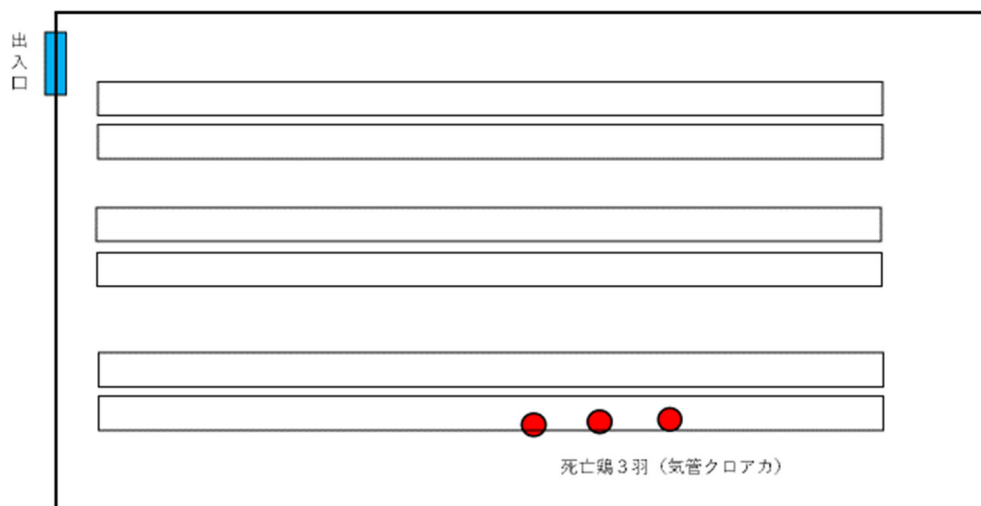
発生家さん鶏舎（1号舎）における疫学サンプル採取場所



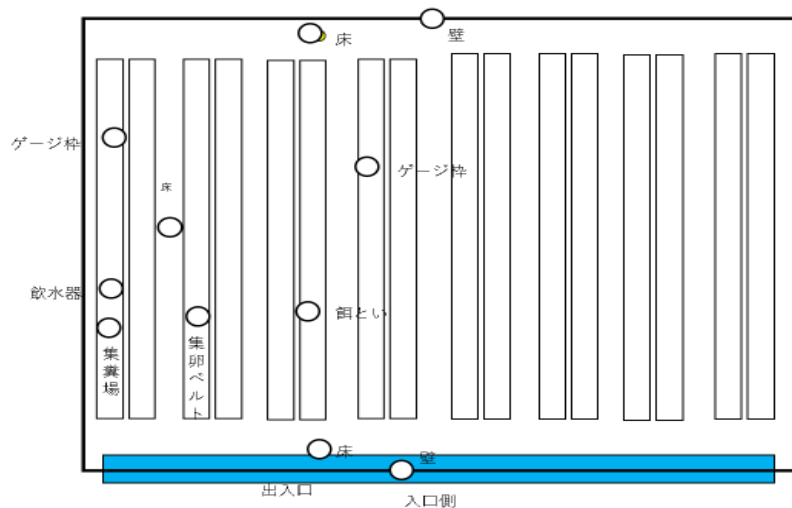
隣接ウインドレス鶏舎(3号舎)における疫学サンプル採取場所



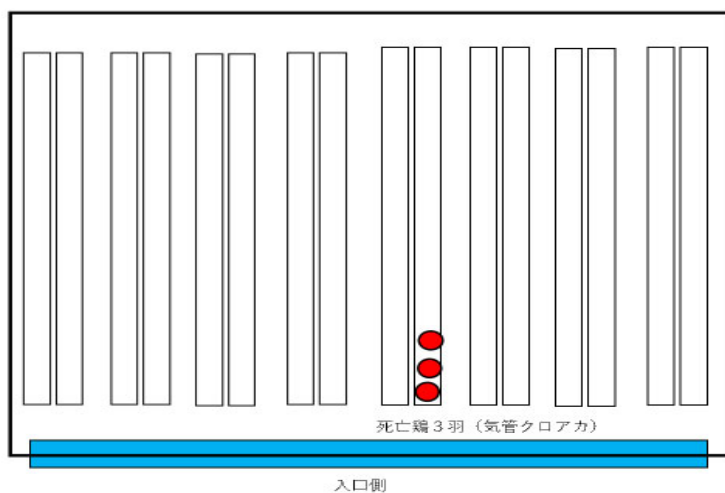
隣接ウインドレス鶏舎(4号舎)における疫学サンプル採取場所



開放鶏舎(5号舎)における疫学サンプル採取場所



開放鶏舎(6号舎)における疫学サンプル採取場所



<農場とその周辺の写真>

<発生鶏舎外観と鶏舎屋根のドバト>



<床の隙間>



39) 千葉県4例目（匝瑳市）の事例

(1) 概要

ア. 所在地

千葉県匝瑳市

イ. 飼養状況

あひる約3.5千羽

家きん舎		区画	飼養羽数	入雛日
A舎	育成	1	268	R 2. 6
	育成	2	200	R 2. 5
	採卵	3	135	R 2. 10
	採卵	4	136	R 2. 10
	採卵	5	135	R 2. 10
	採卵	6	136	R 2. 10
	採卵	7	200	R 2. 12
	採卵	8	269	R 2. 6
B舎 (発生家きん舎)	—	1	—	—
	—	2	—	—
	採卵	3	130	R 1. 12
	採卵	4	130	R 1. 12
	採卵	5	131	R 1. 12
C舎	育成	—	355	R 2. 12

(日齢/入雛日は令和3年1月23日時点)

ウ. 発生確認日

令和 3年 1月24日

(2) 経緯

令和 3年 1月23日 当該農場の管理人が家畜保健衛生所に通報
簡易検査陽性
PCR検査によりH5亜型鳥インフルエンザウイルスを検出
(疑似患畜と判定)

令和 3年 1月24日 殺処分等の防疫措置を開始
疫学調査チームによる現地調査

令和 3年 1月25日 高病原性鳥インフルエンザ (H5N8亜型) の患畜と判定

令和 3年 1月26日 防疫措置を完了

令和 3年 2月15日 清浄性確認検査で陰性を確認し、搬出制限区域を解除

令和 3年 2月17日 移動制限区域を解除

(3) 発生時の状況

当該農場の発生鶏舎において死亡数の増加や特異的な症状は認められていなか

ったが、千葉県3例目の発生に伴い、千葉県東部家畜保健衛生所（以下「東部家保」という。）が発生状況確認検査を実施した結果、H5亜型に特異的な遺伝子が検出された。

(4) 発生農場に関する疫学情報

ア. 発生農場の概要

(ア) 発生農場の周辺環境及び施設配置

- ① 当該農場及び疫学関連農場はともに平野部に位置し、付近は水田に囲まれている。
- ② HA陽性が認められた家きん舎は、農場奥側に位置する家きん舎であった。
- ③ 当該農場から約200mの距離に疫学関連農場が位置していた。
- ④ 当該農場から約1.2kmの距離に千葉県3例目農場が位置していた。



(イ) 家きん舎の構造

- ① 当該農場には家きん舎が3棟あった（A～C舎）。家きん舎はすべて同様の構造の平飼いの開放家きん舎であり、発生時はすべての家きん舎で、約3,500羽のあひるが飼養されていた。
- ② 当該農場の家きん舎においては、壁面に金網及び防鳥ネットが設置されていた（※）が、いずれも金網の外側にロールカーテンがあり、飼養管理者によると、冬期は家きん舎内作業時以外は常に下側の金網部分を残して閉鎖していたとのこと。この際、換気は、ロールカーテン下側の金網がある部分から給気し、換気扇により空調を調整していた。疫学関連農場の育雛舎以外の家きん舎も同様の構造であったが、ロールカーテンは設置されていなかった。
（※）飼養管理者によると、区画ごとに防鳥ネットが設置された箇所から重機を搬入することが可能であり、アウト時等には敷料を搬出する際に防鳥ネ

ットをめくって堆肥の搬出作業等をしていたとのこと。

- ③ 当該農場の家きん舎においては、それぞれの家きん舎に出入り用の扉は設置されていなかった。飼養管理者によると、上記の防鳥ネット部分の外側のロールカーテンを巻き上げ、防鳥ネットをめくって家きん舎内に入って飼養管理にかかる作業を行っていたため、特段出入口は決めていなかったとのこと。
- ④ 水どいの床面は、プラスチック製の格子（2×2cm）が設置されており、直接、家きん舎外の側溝に排水される構造だった。排水は農場内の貯留槽に貯めたあと、浄化槽や消毒を介さずに農場外へ放流されていた。

（ウ）飼養衛生管理の状況

- ① 飼養管理者によると、従業員は、当該農場、疫学関連農場でそれぞれ農場専用の作業着と長靴及び手袋に交換してから、農場に入っていた。なお、孵卵室では作業着や長靴は着用していなかった。
- ② 家きん舎間を移動する場合は、家きん舎外の共通の踏込消毒槽で消毒を行っていたが、家きん舎毎の長靴や手袋の交換、手指消毒は行っていなかったとのこと。疫学関連農場の育雛舎には専用の踏込消毒槽が設置されていた。
- ③ 当該農場は、農場入口にはフェンスがあり、立入禁止看板が設置されていた。
- ④ 家きん舎横には、飼料タンクが設置されているが、当該タンク上部には蓋が設置されており、タンク内への野鳥等の侵入やタンク内の飼料への野鳥の糞等の混入の可能性は低いと考えられた。
- ⑤ 飼養家きんへの給与水は、当該農場では地下水をくみ上げ、そのまま使用、疫学関連農場では地下水をくみ上げ、塩素消毒を行った上で使用していた（当該農場地域の地下水はマンガンが多く含まれているとのこと。疫学関連農場には育雛舎が位置しており、育雛舎のストレーナーがマンガンで傷むのを防ぐため、疫学関連農場のみ給与水の塩素消毒を行っていたとのこと）。
- ⑥ 飼養管理者によると、あひるは10日齢で育雛舎から、当該農場または疫学関連農場の空いている家きん舎の区画へ移動させるとのこと。さらに、育成途中であひるを別の家きん舎の区画へ移動させることもあり、直近では昨年12月に当該農場から疫学関連農場の家きん舎へトラックであひるを移動させたとのこと。
- ⑦ 飼養管理者によると、当該農場では、家きん舎単位または家きん舎内の仕切り単位でオールアウトし、その際、家きんの糞の除去や洗浄・消毒を実施していたとのこと。あひるは、およそ14か月齢程度で廃鶏にするとのこと。また、オールアウト後、次の導入まで30日程度空けていた。
- ⑧ 飼養管理者によると、月2～3回程度、飼料運搬会社が飼料搬入のため入場しており、直近では1月20日に搬入されていた。成鳥用飼料の購入先は、ひなの出荷先から飼料会社の指定を受けており、育雛用飼料の購入先は近隣農場の

経営者から紹介を受けた業者であったとのこと。

- ⑨ 飼養管理者によると、飼料運搬会社は飼料タンク（5t）が満杯になるまで飼料を納品するため、飼料運搬トラックがそのまま他農場へ移動したり、他農場から移動してきた可能性はないとのこと。飼料運搬会社の社内規定により、飼料工場をトラックが出発する際には消毒を行っていたとのことだが、当該農場入口においては消石灰帯を通過するのみであり、動力噴霧器による車両消毒等を行っていなかったとのこと。また、長靴の履き替え等の衛生対策については把握していないとのこと。
- ⑩ 飼料管理者によると、敷料は飼養管理者所有の水田から収穫した米の稲藁及び粃殻を利用しているため、敷料関連の購入はなかったとのこと。
- ⑪ 飼養管理者によると、当該農場と他農場との間では、器具、機材及び重機等を共有することはないとのこと（疫学関連農場は除く）。
- ⑫ 飼養管理者によると、動物用医薬品会社が農場に来場することはなく、消毒薬等購入品は運送会社が農場入口に置いていたとのこと。
- ⑬ 当該農場に管理獣医師はおらず、直近の獣医師の訪問もなかった。なお、ニューカッスル病不活化ワクチン（オイルアジュバント加）は、約2か月間隔で飼養管理者が自ら点鼻接種していた。
- ⑭ 家畜保健衛生所の職員は、1月21日の千葉県3例目の発生に伴う農場周辺の発生状況確認検査のための採血、採材の立入りが最後の来場であったが、それ以前は、飼養衛生管理基準遵守状況の確認のために昨年10月に来場していた。
- ⑮ 飼養管理者によると、プロパンガスは疫学関連農場内の育雛舎に設置しているのみのため、ガス会社は当該農場へは入場していないとのこと。
- ⑯ 家きんの糞は農場外の堆肥場に一時保管し、堆肥化处理した後、近隣の畑作農家に配布していた。飼養管理者によると、直近の配布は昨年12月とのこと。また、死亡家きんについては、農場外の一時保管場所において、堆肥と混ぜた上で野積みし、ブルーシートを掛け、数年かけて堆肥化处理していた。
- ⑰ 死亡家きんを混ぜた堆肥については、家きんの骨が目立ち畑作農家が好まないため、飼養管理者の畑にまくのみであり、7～8年は搬出していないとのこと。
- ⑱ さらに、排水の貯留槽が目詰まりを起こさないよう、貯留槽を月に1回程度掃除し、その際のゴミについても堆肥場にダンプで運んでいた。
- ⑲ 飼養管理者によると、昨年12月の千葉県いすみ市における高病原性鳥インフルエンザの発生を受けて、11月から鶏舎入口周辺にも石灰を散布し、消毒を定期的に行っていたとのこと。
- ⑳ 出荷する雛の一部については、千葉県3例目農場と同一のトラックに搭載し出荷していた。雛の出荷の際には、出荷用トレーか使い捨ての段ボールを使用しており、出荷用トレーについては、消毒することなく繰り返し使用してい

たとのこと。

(エ) 飼養衛生管理基準の遵守状況

令和2年10月14日、東部家保が問題ないことを確認している。

イ. 飼養者、従業員等に関する情報

- ① 当該農場では、飼養管理は4名の従業員が行っており、うち2名が当該農場と疫学関連農場で、1名が疫学関連農場専属で作業を行っているとのこと。
- ② 飼養管理者によると、従業員4名はそれぞれ、あひるの健康観察、敷料の交換及び卵の回収等の作業をおこなっており、いずれもあひると接触する機会があるとのこと。
- ③ 飼養管理者は疫学関連農場に隣接する自宅から出勤していた。
- ④ 飼養管理者以外の3名は衛生管理区域外の自宅から自家用車で通勤していた。

(5) 農場及び農場周辺における野鳥等の野生動物の生息状況と侵入防止対策

- ① 当該農場の家きん舎においては、壁面に金網及び防鳥ネットが設置されていたが、いずれも金網の外側にロールカーテンがあり、飼養管理者によると、冬期は家きん舎内作業時以外は常に下側の金網部分を残して閉鎖していたとのこと。この際、換気は、ロールカーテン下側の金網がある部分から給気し、換気扇により空調を調整していた。疫学関連農場の育雛舎以外の家きん舎も同様の構造であったが、ロールカーテンは設置されていなかった。
- ② 家きん舎の側面の金網や防鳥ネットには一部隙間や破損が認められた。
- ③ 飼養管理者によると、家きん舎内でネズミを目撃することはほとんどなく、調査時にも、小動物が侵入した形跡は見られなかった。殺鼠剤によるネズミ対策は行っているとのこと。
- ④ 飼養管理者によると、農場内ではネコが見られるが、野生動物を目撃することはほとんどないとのこと。また、家きん舎内ではスズメ等の野鳥をたまに見かけることがあるとのこと。

(6) 人、家きん等の動き

(ア) 家きん等の動き

- ① 家きんの導入：なし。自社生産。
- ② ひなの出荷：毎週火曜日及び金曜日に出荷。直近では1月22日に出荷。
- ③ 死亡家きんの処理：農場外の堆肥場に一時保管し、数年かけて処理。
- ④ 糞等の処理：農場外の堆肥場に一時保管し、堆肥化処理した後、近隣の畑作農家に配布。

(イ) 人の動き

- ① 飼料運搬業者：直近では1月7日、1月12日、1月20日に搬入。

- ② 敷料運搬業者：1月14日に搬入。
 ③ 廃家きん運搬業者：令和2年12月に搬出。

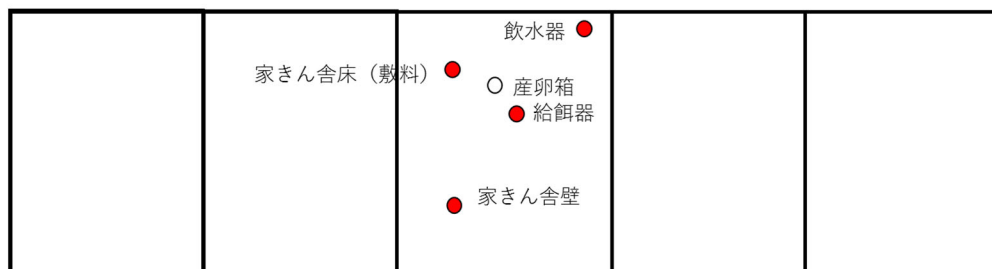
(7) 疫学サンプル

防疫措置の消毒前に以下の環境サンプル、発生家きん舎、その他家きん舎及び生存家きん等、合計150検体を採取し、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門においてウイルス検査を実施した結果、生存家きん、死体及び家きん舎の環境サンプルから高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された。

採材場所	採取したサンプル
発生家きん舎	<u>壁</u> 、 <u>床（敷料）</u> 、 <u>給餌器</u> 、 <u>給水器</u> 、 <u>産卵箱</u> 、 <u>家きん</u>
非発生家きん舎	<u>壁</u> 、 <u>床（敷料）</u> 、 <u>給餌器</u> 、 <u>給水器</u> 、 <u>産卵箱</u> 、 <u>家きん</u>

※下線部はウイルスが検出された検体

<発生家きん舎（B舎）における疫学サンプル採材場所>



○：採取場所

(●)：うちウイルスが検出された場所)

<農場とその周辺の写真>

<家きん舎外観>



<防鳥ネットの隙間>



40) 宮崎県10例目（児湯郡）の事例

(1) 概要

ア. 所在地

宮崎県児湯郡

イ. 飼養状況

採卵鶏約8.7万羽

鶏舎	飼養羽数	日齢
1号鶏舎 (発生鶏舎)	44.8千羽	137日齢
2号鶏舎	－	－
3号鶏舎	－	－
4号鶏舎	42.1千羽	約600日齢

(日齢は令和3年1月30日時点)

ウ. 発生確認日

令和 3年 1月31日

(2) 経緯

令和 3年 1月30日 当該農場の管理獣医師が家畜保健衛生所に通報
簡易検査陽性

令和 3年 1月31日 PCR検査によりH5亜型鳥インフルエンザウイルスを検出
(疑似患畜と判定)
殺処分等の防疫措置を開始
疫学調査チームによる現地調査

令和 3年 2月 1日 防疫措置を完了

令和 3年 2月 2日 高病原性鳥インフルエンザ（H5N8亜型）の患畜と判定

令和 3年 2月24日 清浄性確認検査で陰性を確認し、搬出制限区域を解除

令和 3年 3月 3日 移動制限区域を解除

(3) 発生時の状況

当該農場の発生鶏舎における1日当たりの平均死亡羽数は通常0～4羽程度であったが、令和3年1月30日に10羽に増加したため、管理獣医師が宮崎県宮崎家畜保健衛生所（以下「宮崎家保」という。）に通報した。宮崎家保が簡易検査を実施した結果、陽性が確認された。

(4) 発生農場に関する疫学情報

ア. 発生農場の概要

(ア) 発生農場の周辺環境及び施設配置

- ① 当該農場は平野部に位置し、周辺は畑や雑木林であり、幅員約5mの公道を挟んで反対側には別の養鶏場がある。また他に8戸の養鶏場が500m以内にある。

- ② 調査時、発生農場から約2.5kmの距離にある池ではマガモ366羽、カルガモ204羽、コガモ36羽等、計600羽以上の水鳥類が、発生農場から約4～7kmの距離にある4ヶ所の水場では、カルガモ529羽、ヒドリガモ511羽、マガモ406羽等、計1,800羽以上の水鳥類が認められた。
- ③ 発生鶏舎は、農場入口側に最も近い位置にある鶏舎であった。発生時には4鶏舎のうち2鶏舎が空舎であった。



(イ) 家きん舎の構造

- ① 当該農場では築9年の2階建てウィンドレス鶏舎2棟（1棟2鶏舎で計4鶏舎）で採卵鶏が飼養されており、各棟の2鶏舎は1階及び2階にて内部で行き来できる構造であった。
- ② いずれの鶏舎も背中合わせの直立7段ケージを6列（1列あたりは132ケージ）有し、上部4段についてはグレーチングで構成した2階からアクセスする構造である。1ケージあたり8羽を飼養とのこと。
- ③ 当該農場の鶏舎構造は、入口側の壁面に設置されたクーリングパッドから入気して、鶏舎逆側（奥側）の壁面に設置された換気扇から排気する構造であった。また、入り口側の左右の側壁も一部にクーリングパッドが左右対称に設置されていた。換気扇の外側には開閉可能な板が設置されており、換気扇が停止する際にはこの板が閉まる。クーリングパッド及び換気扇は1階部分と2階部分のいずれにも設置されている。空舎期間中はクーリングパッド外側のロールカーテンを閉め切っているとのこと。
- ④ 鶏糞は除糞ベルトにより鶏舎外に搬出される。卵は各ケージから集卵ベルトにより回収される（鶏舎奥から入口側へ）。各鶏舎は集卵ベルトで連結されているが、集卵施設まで至る経路を含め、上部及び左右は金属製又は樹脂製の板で囲まれている。

- ⑤ 鶏舎天井部には採光用の開口部があるものの、金網で覆われ、外側にロールカーテンがあり、空舎期間を除きロールカーテンは閉め切っているとのこと。

(ウ) 飼養衛生管理の状況

- ① 飼料タンクは1棟につき4個設置されており、各鶏舎へ配管を通じて飼料が供給されている。全てのタンク上部には蓋が設置されており、タンク内への野鳥等の侵入やタンク内の飼料への野鳥の糞等の混入の可能性は低いと考えられた。
- ② 飼養鶏への給与水は水道水がパイプによって各鶏舎に直送されている。クーリングパッドに使用する水も水道水を使用するが、これは鶏舎横の貯水タンクに貯蔵され、パイプによって供給される。貯水タンクの蓋は常時閉められている。発生時にクーリングパッドは稼働していなかった。
- ③ 鶏舎から排出する鶏糞の搬出場所には防鳥ネットが設置されており、搬出作業時以外は防鳥ネットのカーテンは閉じていたとのことだが、除糞ベルトの架台部分にはネットで覆いきれていなかった。また、ネットの破損も認められた。
- ④ 管理人によると、鶏舎ごとにオールイン・オールアウトを行っており、オールアウトのたびに鶏糞の除去と鶏舎内の清掃・消毒を行っているとのこと。
- ⑤ 管理人によると、今冬は月に1回程度の頻度で農場敷地内の鶏舎周回道路に消石灰を散布していたとのこと。
- ⑥ 各鶏舎棟の入口には鶏舎外に踏み込み消毒槽が設置されていたとのこと。鶏舎内で使用する専用長靴についても長靴を手に持って鶏舎外の同じ消毒槽で消毒していたとのこと。入口境界には通常はすのこが設置してあり、鶏舎外で使用する長靴と鶏舎内専用長靴は動線が交差することは無い。消毒槽の交換は1週間に1回行っていたとのこと。
- ⑦ 飼養衛生管理区域は全て柵で囲われており、その境界は明確であったが、衛生管理区域境界の通用口に関係者以外の立ち入りを禁止する旨の標示は無かった。飼養管理者によると、従業員の車を含め、車両が当該農場に出入りする際、車両消毒ゲートによる消毒を行っているとのこと。車両消毒ゲートは農場外に設置されており、消毒後は農場に入場する前に共有道路を通過せざるをえない状況であったものの、衛生管理区域境界の通用口（2か所）には消石灰帯を設け消毒を行っていたとのこと。
- ⑧ 飼料運搬会社が1～2日に1回、飼料の搬入のために入場しており、飼養管理者によると、車両の入場に際して消毒ゲートによる車両消毒を実施させており、入場ごとに記録を提出させ確認しているとのこと。なお、長靴、作業着の更衣については把握していないとのこと。
- ⑨ 管理獣医師による定期巡回等はなく、死亡鶏の増加等、管理獣医師への相談が必要な場合には出荷先を通じて来てもらうとのこと。

- ⑩ 消毒薬等薬剤は出荷先から小分けにしたものをもらい受けるとのこと。受け渡しは従業員が取りに行くこともあれば、出荷先の従業員が持って来ることもある。当該農場の従業員は少なくとも年明け以降出荷先には行っていないとのこと。また、出荷先関係者の農場内への出入りは通常無いとのこと。
- ⑪ 1月9、10、12、13、21日にガス業者が修理のために農場に立ち入りしているとのこと。農場への立ち入りの際、ガス業者は更衣消毒せずに、駐車場脇にある人だけが通れる別の通用口を通して事務所兼集卵施設周囲で作業したとのこと。ただし、当該ガス修理は事務所兼集卵施設に関するものであり、使用した通用口と修理場所は5m程しか離れておらず、ガス業者が鶏舎周辺に近づくことは無かったとのこと。また、当該ガス業者については当日中に別の農場にも立入はしていなかった。
- ⑫ 1月22日に2号鶏舎の水道設備の修理のため、27日には3号鶏舎のケージの修理のために、農場従業員の立ち会いのもと、修理業者の農場立ち入りがあったとのこと。立ち入り時は車両消毒を実施し、作業時は専用の長靴及び手袋を装着していたとのこと。なお、当該業者は同日中に別農場に立入しておらず、帰社時には車両消毒及び衣服の洗浄を行っている。
- ⑬ 農場への立入記録について、飼料の搬入、鶏糞の搬出、鶏導入、ガス業者等については伝票によって管理しているとのこと。鶏舎で修理にあたった業者については立入記録簿に記入して管理されていた。

(エ) 飼養衛生管理基準の遵守状況

令和2年10月29日、宮崎家保が問題ないことを確認している。

イ. 飼養者、従業員等に関する情報

- ① 当該農場の従業員6名のうち鶏舎管理を担当するのは2名のみであり、他4名の従業員は集卵施設での作業のみに従事し、鶏舎内に立ち入ることは無かったとのこと。事務所兼集卵施設の入口には消毒マット、すのこ及び手指消毒液が設置してあった。
- ② 鶏舎管理において鶏舎ごとの作業分担は厳密には定まっていなかったとのこと。2名のうち一方の従業員が休みの際は1名が全ての鶏舎で作業を行い、2名共に勤務している場合は、鶏舎棟（1棟2鶏舎）ごとに分かれて作業していたとのこと。
- ③ 毎日、鶏舎において主に午前中に鶏の健康観察を行うとともに、死亡鶏の回収を行っていたとのこと。
- ④ 集卵施設で集卵に専従する従業員のうち3名は外国人であるが、直近の海外への渡航歴は無いとのこと。また、その他の従業員についても海外渡航歴は無いとのこと。集卵施設で専従する従業員は2日交代で別の関連農場でも集卵作業を行っているが、関連農場でも鶏舎に入ることはないとのこと。また、当日中に複数農場に入ることはなく、農場作業後は自宅に直帰し、入浴を行っ

ているとのこと。

- ⑤ 鶏舎管理に従事する従業員は事務所兼集卵施設で農場専用の作業着と長靴に更衣していたとのこと。事務所兼集卵施設では鶏舎内作業に専従する従業員と集卵作業に専従する職員間の動線の区分はなく、事務所設備を共有していたが、鶏舎に立ち入る場合は専用の出口を使用し、農場内専用長靴に履き替える。
- ⑥ 鶏舎への出入りは鶏舎棟ごとの出入口（1、2号鶏舎及び3、4号鶏舎で共通）を使用しており、鶏舎ごとに専用の長靴と踏み込み消毒槽及び手指消毒装置を設置し、鶏舎棟への立ち入りの際に消毒等を実施していたとのこと。

(5) 農場及び農場周辺における野鳥等の野生動物の生息状況と侵入防止対策

- ① 飼養管理者によると、農場内にはハト、スズメ、カラス等が飛来するとのことであった。これらの野鳥は農場内で非常に多く見かけるとのこと。調査時にもハトを数羽確認した。なお、鶏舎内で野鳥を確認したことはないとのこと。
- ② 鶏舎壁面にはほぼ一面に野鳥のものとみられる糞が付着しており、糞の付着はクーリングパッド周辺及び鶏糞搬出場所周辺で多く見られ、クーリングパッド周辺では糞が堆積している場所も認められた。
- ③ 飼養管理者によるとネズミは月に2回程度の頻度で鶏舎内にて確認することがあるとのことであり、児湯養鶏を通じて業者に依頼して、2ヶ月に一度ネズミ対策として殺鼠剤とトラップの設置を実施しているとのこと。調査時にも、発生鶏舎については2階部分でネズミのものとされる糞が多数確認された。ねずみ駆除業者が作業を行う際、業者は専用着に更衣し消毒を行った後に作業するとのこと。
- ④ 農場外でイタチを見かけることはあるが、農場内では無いとのこと。
- ⑤ 発生鶏舎2階部分の側壁にあるクーリングパッドにはこぶし大の穴（大きいもので横6.5cm×縦4.5cm）が4箇所程度認められた。ただし、短辺2.0cm×長辺4.5cmの縦長の金網がクーリングパッドに挟まれており、穴が貫通した状態ではなかった。穴から動物が出入りした痕跡等は確認できなかった。
- ⑥ 鶏舎の集卵ベルト開口部の高さは10cm程度。開口部にシャッター等はなく、鶏舎外でベルト経路を囲む板にも隙間がある箇所もあり、野生動物がベルト開口部から侵入することが可能な状態であった。また、除糞ベルトの鶏舎外への開口部についても隙間が確認された。
- ⑦ 鶏舎周辺の除草は十分に実施されていた。

(6) 人、家きん等の動き

(ア) 家きん等の動き

- ① 家きんの導入：過去3週間では、令和3年1月13日、14日、16日及び20日に導入。

- ② 家きんの出荷：過去3週間では、令和3年1月25日及び25日に出荷。
- ③ 家きん卵の出荷：日曜日を除き、衛生管理区域外にある積み込み場所から出荷先のG Pセンターに搬入。
- ④ 死亡家きんの処理：衛生管理区域外の保管庫から業者が毎日回収。
- ⑤ 鶏糞等の処理：過去3週間では、令和3年1月9日から30日までの、水曜日及び土曜日に出荷先関係者が回収。

(イ) 人の動き

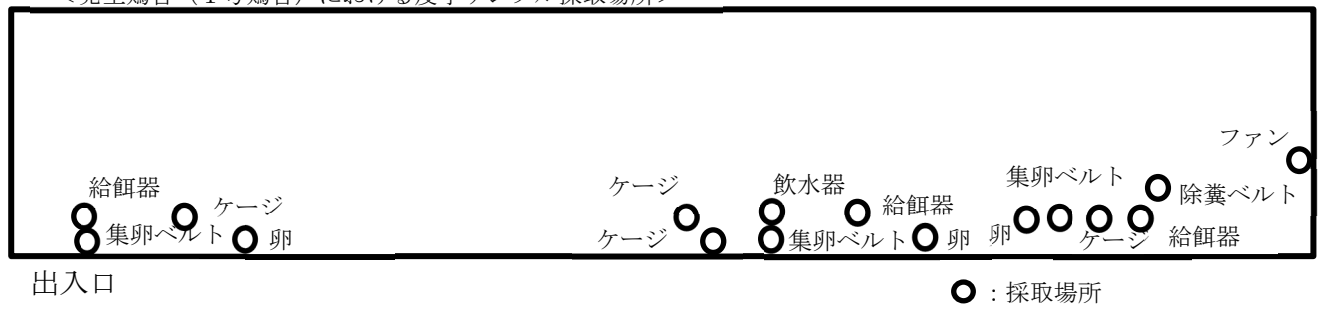
- ① 獣医師：過去3週間に立入無し。
- ② 農場指導員：過去3週間に立入無し。
- ③ 飼料運搬業者：過去3週間では、令和3年1月11日、12日、13日、15日、18日、20日、22日、25日、27日及び28日に来場。

(7) 疫学サンプル

防疫措置の消毒実施前に鶏舎内外の環境サンプル計29検体を採取し、鳥取大学においてウイルス検査を実施したが、鳥インフルエンザウイルスは検出されなかった。

採材場所	採取したサンプル
発生鶏舎 (1号鶏舎)	入口付近：給餌器、ケージ、集卵ベルト、卵 中央：給餌器、ケージ、集卵ベルト、卵、給水器 奥：ファン、給餌器、ケージ、鶏糞ベルト、卵
非発生鶏舎 (4号鶏舎)	入口付近：扉内側、給餌器、ケージ、集卵ベルト、卵 中央：給餌器、ケージ、集卵ベルト、卵
集卵室	卵、棚
農場周辺	公園池

<発生鶏舎（1号鶏舎）における疫学サンプル採取場所>



<農場とその周辺の写真>

<発生鶏舎外観>



<発生鶏舎側面のクーリングパットの隙間>



41) 茨城県1例目（城里町）の事例

(1) 概要

ア. 所在地

茨城県城里町

イ. 飼養状況

採卵鶏約84万羽

鶏舎	飼養羽数	日齢
1号鶏舎	—	—
2号鶏舎 (発生鶏舎)	85.8千羽	679日齢
3号鶏舎	100.3千羽	197日齢
4号鶏舎	87.7千羽	396日齢
5号鶏舎	90.1千羽	477日齢
6号鶏舎	89.5千羽	639日齢
7号鶏舎	91.3千羽	562日齢
8号鶏舎	96.1千羽	354日齢
9号鶏舎	99.0千羽	291日齢
10号鶏舎	99.9千羽	235日齢

(日齢は令和3年2月1日時点)

ウ. 発生確認日

令和 3年 2月 2日

(2) 経緯

令和 3年 2月 1日 当該農場の管理人が家畜保健衛生所に通報
簡易検査陽性

令和 3年 2月 2日 PCR検査によりH5亜型鳥インフルエンザウイルスを検出
(疑似患畜と判定)

殺処分等の防疫措置を開始

疫学調査チームによる現地調査

令和 3年 2月 3日 高病原性鳥インフルエンザ（H5N8亜型）の患畜と判定

令和 3年 2月16日 防疫措置を完了

令和 3年 3月 4日 清浄性確認検査で陰性を確認し、搬出制限区域を解除

令和 3年 3月10日 移動制限区域を解除

(3) 発生時の状況

当該農場の発生鶏舎における1日当たりの平均死亡羽数は通常29～117羽程度であったが、令和3年2月1日に171羽に増加したため、指導員が茨城県県北家畜保健衛生所（以下「県北家保」という。）に通報した。県北家保が簡易検査を実施した結果、陽性が確認された。

(4) 発生農場に関する疫学情報

ア. 発生農場の概要

(ア) 発生農場の周辺環境及び施設配置

- ① 当該農場は、平野部につながる丘陵地の中腹に位置し、付近は杉林や雑木林、田畑に囲まれている。
- ② 発生鶏舎は、農場内の5棟のうち最も農場入口側に位置する棟にある鶏舎であった。
- ③ 農場から最も近いため池までは約350mあり、調査時にはマガモ7羽が確認された。また、農場から約1.3kmの距離にある池ではマガモ1羽、カルガモ41羽が、約5.0kmの距離にある貯水池ではマガモ414羽、カルガモ140羽、キンクロハジロ59羽が確認された。



(イ) 鶏舎の構造

- ① 当該農場には、5棟のウィンドレス鶏舎があり、そのうち2棟（7～10号、新鶏舎）と比較して、発生鶏舎を含む3棟（1～6号、旧鶏舎）は施工から時間が経過している。5棟全て、各棟は内部が壁で区分され、1棟あたり2鶏舎となっていた。発生時には、発生鶏舎（2号鶏舎）がある棟のもう一方の鶏舎である1号鶏舎を除くすべての鶏舎で採卵鶏が飼養されていた。
- ② 鶏舎構造は、新鶏舎は3階建て、背中合わせの直立3段ケージを6列、旧鶏舎は2階建て、背中合わせの直立3段ケージを6列有し、1列あたり156ケージ設置されている。新旧鶏舎ともに、1ケージあたり約9羽を飼養。上層階の床はグレーチングであり、鶏舎内の階間で空間は連続している。
- ③ 発生鶏舎を含む旧鶏舎の構造は、鶏舎奥側の壁面及び天井裏に設置された12台の換気扇から排気し、入口側及び側面上方の通気口から給気するタイプの

鶏舎であった。入口側の通気口及び換気扇の外側には開閉可能な板が、側面上方の通気口の外側には金網が設置されていた。

- ④ 飼養管理者によると、冬場は天井裏の4台の換気扇を間欠的に稼働させ、給気は側面上方の通気口からのみ行っているとのこと。
- ⑤ 鶏卵は各ケージから集卵ベルトにより回収（鶏舎奥側から入口側へ）される。各鶏舎は集卵用コンベアで連結されているが、鶏舎外のコンベアは上部を金属製の蓋で覆われている。
- ⑥ 旧鶏舎の鶏糞は除糞ベルト、スクレーパー及びベルトコンベアで鶏舎から旧鶏舎専用の堆肥舎まで直接運搬され、堆肥化している。なお、鶏舎外のコンベアは上部を金属製の蓋で覆われており、堆肥舎には建屋があった。
- ⑦ 新鶏舎の鶏糞は除糞ベルト、スクレーパー及びベルトコンベアで鶏舎から新鶏舎専用の鶏糞乾燥施設まで直接運搬され、乾燥処理を経て、堆肥舎へ運搬される。鶏糞乾燥施設から堆肥舎までの運搬ベルトは地下を通っていた。なお、堆肥舎には建屋があった。

（ウ）飼養衛生管理の状況

- ① 飼養管理者によると、従業員は農場に入る際は、手指の消毒を実施し、農場専用の作業着及び長靴を着用していた。また、鶏舎に入る際は、鶏舎専用の作業着、長靴及び手袋を着用していたとのこと。ただし、農場内施設のメンテナンス作業担当の2名が死亡鶏の搬出や除糞ベルトのスイッチを入れるため、鶏舎奥側の通用口から出入りする場合は、農場専用長靴から鶏舎専用の長靴への交換はせず、踏み込み消毒を実施し、出入りしていたとのこと。
- ② 当該農場は、農場入口に立入禁止看板を設置し、必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにする対策が講じられていた。
- ③ 農場敷地内は、高さ120cmのフェンスに包囲されていたが、一部境界部にフェンスが設置されていない箇所も認められた。
- ④ 当該農場には外国人従業員も勤務しており、外国語で鶏舎に入る際の手順を示した解説図が掲示されていた。
- ⑤ 鶏舎横には、飼料タンクが設置されているが、当該タンク上部には蓋が設置されており、タンク内への野鳥等の侵入やタンク内の飼料への野鳥の糞等の混入の可能性は低いと考えられた。
- ⑥ 飼養鶏への給与水は地下水を使用しており、消毒して給水している。
- ⑦ 発生鶏舎を含む全鶏舎は、鶏舎ごとにオールイン・オールアウトを行っており、オールアウトのたびに鶏舎内の清掃・消毒を行っているとのこと。また、オールアウト後、次の導入まで最低でも14日程度空けていた。調査時空舎であった1号鶏舎は、鶏舎の水洗を1月25日から26日にかけて行い、今後消毒作業を行う予定であったとのこと。
- ⑧ 飼養管理者によると、6号鶏舎で2月1日、1号鶏舎で1月21日から23日にかけて、廃鶏の出荷を行ったとのこと。出荷に伴う捕鶏作業は業者が行い、廃鶏

は鶏舎奥側の搬入出口から搬出されていた。捕鶏作業者は、農場敷地内で農場側が用意した作業着、持参の手袋、長靴を着用し、踏み込み消毒を実施し、搬入出口から出入りしていたとのこと。また、廃鶏を入れるケージは、鶏舎に持ち込む前に消毒をしていたとのこと。

- ⑨ 廃鶏業者は、作業終了後は直接廃鶏処理場へ向かい、廃鶏処理場では車両消毒を実施していた。また、当該農場では事前に廃鶏業者から、当該農場へ立ち入る予定の作業者の名簿及び作業者の直前7日間の他農場への立入履歴を入手していた。さらに、飼養管理者によると、作業自体は全て廃鶏業者が行うが、当該農場の飼養管理者も作業時には立ち会っていたとのこと。
- ⑩ 飼養管理者によると、ほぼ毎日、飼料運搬会社が飼料搬入のため入場しており、直近では1月30日に搬入されていた。
- ⑪ 飼養管理者によると、飼料運搬トラックがそのまま他農場へ移動していたり、他農場から移動してきた可能性はないとのこと。飼料搬入作業者は、農場西側入口の手前で農場側が用意した作業着、長靴を着用し、トラックに乗り込み、車両消毒ゲートを通過して、農場内飼料タンクへの飼料補充作業をしていたとのこと。
- ⑫ 飼養管理者によると、成鶏導入に伴う導入作業は、業者が行い、導入は廃鶏と同じく鶏舎奥側の搬入出口から搬入されていた。導入は、1鶏舎あたり2～3日に分けて行われていた。導入作業者は、1日あたり10名程度来場し、農場北側入口の手前で農場側が用意した作業着、手袋、長靴を着用していた。さらに、鶏舎でも踏み込み消毒を実施して、搬入出口から出入りしていたとのこと。なお、導入トラックのドライバーは、トラックから一切降りないため、そのままトラックを運転して農場内へ立ち入るとのこと。
- ⑬ 飼養管理者によると、当該農場と他農場との間では、器具、機材及び重機等を共有することはないとのこと。
- ⑭ 飼養管理者によると、動物用医薬品会社が衛生管理区域内に来場することはない、消毒薬等購入品は運送会社が事務所入口に置いていたとのこと。
- ⑮ 系列会社所属の管理獣医師は2か月に1回程度、巡回のための当該農場を訪問しており、直近の獣医師の訪問は1月26日であった。
- ⑯ 家畜保健衛生所の職員は、飼養衛生管理基準遵守状況の確認のために昨年9月に来場していた。
- ⑰ 飼養管理者によると、普段は鶏舎周辺にトラクターで2週間に1回程度消石灰の散布を行っていたとのこと。
- ⑱ 飼養管理者によると、車両が農場敷地内に出入りする際、入口に設置された自動消毒ゲートによる消毒を行っているとのこと。

(エ) 飼養衛生管理基準の遵守状況

令和2年9月29日、県北家保が問題ないことを確認している。

イ. 飼養者、従業員等に関する情報

- ① 当該農場では、43名の専属の従業員のうち、11名が鶏舎管理を担当していた。11名の中には、外国人技能実習生受入事業者を介し、配属された外国人技能実習生3名が含まれており、外国人技能実習生は新鶏舎の飼養管理を担当していた。
- ② 鶏舎ごとに担当者が決まっており、基本的に1名が鶏舎の管理に携わっていたが、担当従業員が休みの場合等、他の従業員が鶏舎の管理を行うことがあるとのこと。
- ③ 飼養管理者によると、毎日、1人が鶏舎において鶏の健康観察を行うとともに、死亡鶏の回収を行っていたとのこと。軟卵等、異常が認められた場合に、2人以上で鶏舎巡回を行うことがあったとのこと。
- ④ 鶏舎管理以外の32名の従業員の担当業務は、以下のとおり。

農場内施設のメンテナンス作業担当：2名

鶏糞ベルトのメンテナンスや、死亡鶏を死鶏処理装置で細切する作業に従事。

鶏舎内へ立ち入っていた。

鶏舎内清掃：2名

週5回勤務する者1名、週3回勤務する者1名。

鶏舎内へ立ち入っていた。

旧鶏舎堆肥舎における鶏糞処理担当：5名

新鶏舎堆肥舎における鶏糞処理担当：5名

集卵施設における作業担当：12名

鶏糞出荷作業担当：5名

農場内農作業担当：1名

農場内の石灰散布、草刈り等に従事。

- ⑤ 従業員は、衛生管理区域外から、自家用車または自転車で通勤していた。
- ⑥ 農場指導員は、系列会社の農場を巡回しているが、1日1農場のみの立入りとしていた。農場指導員によると、訪問時は必ずしも鶏舎へ立ち入るわけではないとのこと。

(5) 農場及び農場周辺における野鳥等の野生動物の生息状況と侵入防止対策

- ① 飼養管理者によると、農場敷地内ではネコやカラス、セキレイ、スズメ等が確認されることがあるとのことであり、調査時にも、農場敷地内でカラスやハクセキレイが確認され、鶏舎外周には野鳥の糞が複数認められた。
- ② 飼養管理者によると、鶏舎内でネズミを見かけることがあるとのことであり、定期的にネズミ対策（殺鼠剤及び粘着シートの設置）を実施しているとのこと。
- ③ 鶏舎から集卵施設までの集卵ベルトの経路にはすべてカバーがされていたが、一部底面のカバーが剥がれており野生動物が侵入可能な箇所があった。

- ④ 鶏舎から堆肥舎まで鶏糞を運搬するベルトコンベアの経路は、基本的にはカバーや建屋で覆われていたが、建屋の内部で、鶏糞が定常的にこぼれて底がはがれており、野生動物が侵入可能な箇所があった。
- ⑤ 堆肥舎には鳥よけの音声装置が設置されていた。

(6) 人、家きん等の動き

(ア) 家きん等の動き

- ① 家きんの導入：直近21日の成鶏の導入はなかった。
- ② 廃鶏の出荷：直近では令和3年1月21日から23日にかけて80,230羽、令和3年2月1日に41,328羽を出荷。
- ③ 死亡鶏の処理：農場内で堆肥化处理。
- ④ 鶏糞等の処理：農場内で堆肥化处理。

(イ) 人の動き

- ① 獣医師：直近では令和3年1月26日に来場。
- ② 農場指導員：直近では令和3年1月26日に来場。
- ③ 飼料運搬会社：直近では令和3年1月30日に来場。
- ④ 卵業者：毎日来場（GP施設周辺のみ）。
- ⑤ 電気設備点検業者：令和3年1月26日に来場。

(7) 疫学サンプル

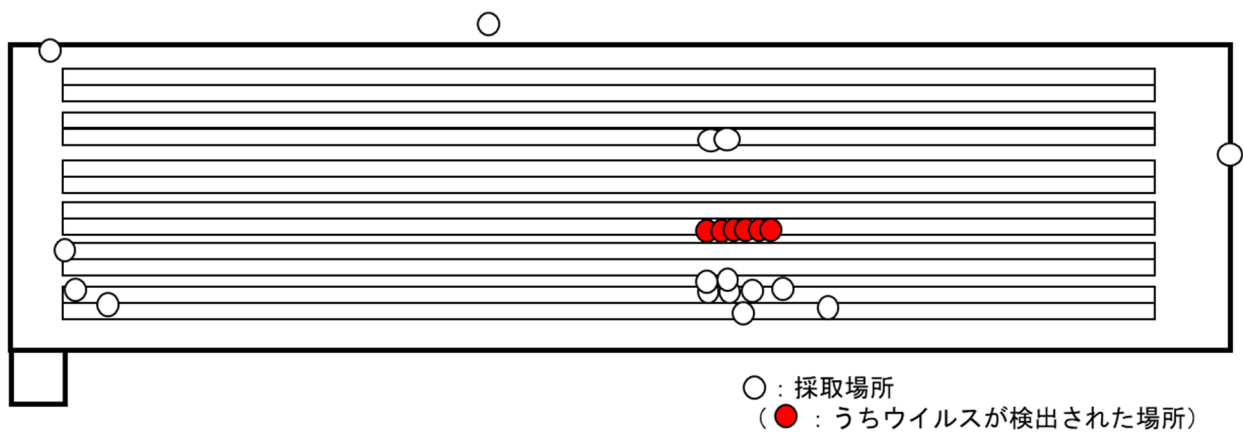
防疫措置の消毒前の発生鶏舎及び非発生鶏舎内の壁等の拭き取り、飲水、餌、生体と死体の血清、気管スワブ、クロアカスワブ、ネズミの糞、野鳥の糞等74検体、農場付近のため池の水1検体を採取し、鳥取大学においてウイルス検査を実施した。

その結果、発生鶏舎内の生体の気管スワブ1検体、クロアカスワブ1検体、死体の気管スワブ2検体とクロアカスワブ2検体から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された。

採材場所	採取したサンプル
発生鶏舎 (2号鶏舎)	入口付近：飲水、ネズミの糞、集卵ベルト、糞ベルト 中央部：餌、壁、床、ケージ枠、鶏血清、 <u>気管スワブ</u> 、 <u>クロアカスワブ</u> 奥：排気口ファン
非発生鶏舎 (3～10号鶏舎)	壁、床、鶏血清、気管スワブ、クロアカスワブ
発生鶏舎周辺	野鳥の糞
農場周辺	ため池の水

※下線部はウイルスが検出された検体

<発生鶏舎（2号鶏舎）における疫学サンプル採取場所>



<農場とその周辺の写真>

<発生鶏舎外観>



<農場周辺の湿原>



42) 千葉県5例目（匝瑳市）の事例

(1) 概要

ア. 所在地

千葉県匝瑳市

イ. 飼養状況

採卵鶏約16.7万羽

鶏舎	飼養羽数	日齢
1号鶏舎	19.1千羽	500日齢
2号鶏舎	20.2千羽	171日齢
3号鶏舎 (発生鶏舎)	19.4千羽	331日齢
5号鶏舎	9.4千羽	219日齢
6号鶏舎	8.9千羽	469日齢
7号鶏舎	19.7千羽	416日齢
8号鶏舎	20.0千羽	252日齢
育雛舎	20.5千羽	7日齢
育成舎	9.4千羽	63日齢
別棟育成舎A	10.2千羽	86日齢
別棟育成舎B	10.2千羽	86日齢

(日齢は令和3年2月4日時点)

ウ. 発生確認日

令和 3年 2月 4日

(2) 経緯

令和 3年 2月 3日 当該農場の管理人が家畜保健衛生所に通報
簡易検査陽性

令和 3年 2月 4日 PCR検査によりH5亜型鳥インフルエンザウイルスを検出
(疑似患畜と判定)
殺処分等の防疫措置を開始
疫学調査チームによる現地調査

令和 3年 2月 5日 高病原性鳥インフルエンザ (H5N8亜型) の患畜と判定

令和 3年 3月 8日 防疫措置を完了

令和 3年 4月13日 清浄性確認検査で陰性を確認し、搬出制限区域を解除

令和 3年 4月20日 移動制限区域を解除

(3) 発生時の状況

当該農場の発生鶏舎における1日当たりの平均死亡羽数は通常2～4羽程度であったが、令和3年2月3日に31羽に増加したため、獣医師が千葉県東部家畜保健衛生所（以下「東部家保」という。）に通報した。東部家保が簡易検査を実施した結

果、陽性が確認された。

(4) 発生農場に関する疫学情報

ア. 発生農場の概要

(ア) 発生農場の周辺環境及び施設配置

- ① 当該農場は、平野部に位置し、付近は水田に囲まれている。近隣には複数の養鶏場があり、採卵鶏が飼育されている。
- ② 当該農場と農場前の公道との間にはコンクリートで整備された約1m幅の用水路があり、農場北側（育雛舎裏側）には約4m幅の大きな用水路が隣接していた。
- ③ 農場から最も近い調整池（約110m×150m）までは約1.1kmあり、調査時にはコガモ1,530羽、カルガモ34羽、ハシビロガモ23羽など1,500羽以上の水鳥類が、農場から1.4km地点の公園の池ではカルガモ111羽が確認された。
- ④ 当該農場には、約13キロ離れた地点に同一経営者の採卵農場（以下「関連農場」という。）があるが、飼養管理者によると、関連農場は平飼いの採卵鶏舎で、飼養鶏の種類が異なっており、両農場の間で鶏の移動はないとのことであった。



(イ) 鶏舎の構造

- ① 当該農場には7棟の成鶏舎(1～3、5～8号鶏舎)と育成鶏舎、育成鶏舎別棟、育雛舎があり、各鶏舎間を繋ぐ連絡通路等はなかった。発生時には、稼働中の全ての鶏舎で採卵鶏が飼養されていた。
- ② 1、2及び3号鶏舎(発生鶏舎)は、一昨年完成した2万羽収容可能、金網式の床で仕切られた2階建てのセミウインドレス鶏舎で、直立6段ケージが2列あり、1列あたり105ケージ有し、1ケージあたり約8羽飼養していた。

- ③ 5、6号鶏舎は、9千羽収容可能の高床式開放鶏舎で、約15年前に鶏舎側面の金網部分にカーテンを設置しており、天井部分の給気口を除く開口部はカーテンで閉鎖されていた。飼養管理者によると、採卵鶏を飼養しているときはカーテンをあけることはないとのこと。2階の3段ケージで、1ケージあたり2羽飼養していた。4号鶏舎は鶏舎としては使用されていなかった。
- ④ 7、8号鶏舎は、2万羽収容可能、金網式の床で仕切られた2階建てのセミウインドレス鶏舎で、直立6段ケージを2列有し、1ケージあたり約10羽飼養していた。飼養管理者によると、10～15年前に換気扇の改修をしたとのこと。
- ⑤ 育雛舎は、直立3段ケージを2列有し、初生ひなを約2万羽単位で導入する。育雛後、別棟の育成舎に移動し、育成後は1、2、3、7、8号鶏舎のいずれかに移動する。
- ⑥ 農場内の育成舎では、直立4段ケージを2列有し、35日齢の大雛を約9千羽単位で導入する。育成後は成鶏舎5又は6号鶏舎に移動する。一昨年までは、初生ひなから育てていたが、昨年の台風により育雛舎が1棟損壊したため、大雛からの導入に変更したとのこと。
- ⑦ 発生鶏舎の鶏舎構造は、鶏舎手前側の給気ダクトと天井部分の換気口から給気し、1台は常時稼働し、鶏舎奥側（堆肥舎側）の換気扇で排気する鶏舎であった。換気扇は10台あり、鶏舎温度が上がると、自動的に換気扇の稼働数が増えて、温度が調節されとのこと。給気ダクトの入り口と天井の空気孔にはフェンスが設置され、排気用の換気扇の外側には開閉可能な板が設置されていた。鶏舎の手前側と側面の給気用のクーリングパッドはそれぞれ、板及びロールカーテンで閉鎖されており、冬期は開けることはなかったとのこと。
- ⑧ 1～3、7、8号鶏舎では、卵は各ケージから集卵用ベルトにより鶏舎奥側から入り口側へ回収され、1階の天井を走行する集卵用バーコンベアに接続する。バーコンベアは1～3号鶏舎間及び7、8号鶏舎間でそれぞれ連結されており、各鶏舎の回収された卵は農場中央側の集卵施設へと搬出する。5、6号鶏舎では、集卵用ベルトによる回収方向が逆で、奥側に回収された卵は5、6号鶏舎及び堆肥舎の天井間で連結された集卵ベルトによって、農場奥側の集卵施設へと搬出される。
- ⑨ 鶏舎から集卵施設までの集卵ベルトの経路にはすべてカバーがされており、壁面との境目には、開閉式のシャッターが設置されていた。シャッターは集卵ベルト稼働時に自動で開き、稼働後は手動で閉めるとのこと。
- ⑩ 1～3、7、8号鶏舎では、鶏糞は、除糞ベルトで鶏舎入り口側から奥側に回収され、スクレーパーでこそがれた鶏糞は床の開口部に落ち、そこからベルトコンベアで前室に移動し、鶏舎外の堆肥舎へ直接搬出される。調査時、床の開口部は蓋をしていた。

(ウ) 飼養衛生管理の状況

- ① 飼養管理者によると、従業員が農場に入る際は、農場専用の作業着、長靴及び手袋を着用していたとのこと。
- ② 飼養管理者によると、1～3、7、8号及び育雛鶏舎は、鶏舎入り口の前室に鶏舎専用の長靴が置いてあり、鶏舎内に入る際は、鶏舎専用の長靴に交換していたとのこと。鶏舎の前室には、長靴が履き替え前後で交差しないよう明確な境界線が設けられていた。また、前室には手指消毒機が設備されており、鶏舎に入る際は、手のひら面がゴム製の手袋を着用して手指を消毒していたとのこと。その他の前室がない鶏舎においては、鶏舎入り口に踏み込み消毒槽及び手指消毒用ボトルが置いてあった。5、6号鶏舎では、2階に上がる際、長靴の交換を行っていた。飼養管理者によると、踏み込み消毒には基本的に逆性石けん製剤を使用しているが、状況に応じて塩素系消毒薬を使用することもあったとのこと。
- ③ 飼養管理者によると、鶏舎奥側の出入口は、採卵鶏を飼養しているときは使用しないとのこと。
- ④ 飼養管理者によると、除糞ベルトは4日に1度稼働していたとのこと。調査時、鶏糞搬出用ベルトコンベアがある前室には履き替え用の長靴が置いてあった。
- ⑤ 飼養管理者によると、集卵室では、作業前に更衣はせず、手指消毒をして素手で集卵作業を行っていたとのこと。
- ⑥ 飼養管理者によると、公道を隔てた南側に位置する育成鶏舎別棟で作業する際は、従業員は更衣せず、公道を歩き又は自転車又は自動車で移動し、鶏舎に入る際に長靴を交換していたとのこと。
- ⑦ 鶏舎横には飼料タンクが設置されているが、当該タンク上部には蓋が設置されており、タンク内への野鳥等の侵入やタンク内の飼料への野鳥の糞等の混入の可能性は低い状況であった。
- ⑧ 飼養管理者によると、飼養鶏への給与水は、地下水（深さ約27m）を消毒等は実施せずにそのまま使用していた。年2回、出荷先GPによる水質検査が行われていたとのこと。
- ⑨ 飼養管理者によると、発生鶏舎を含む全鶏舎は、鶏舎ごとにオールイン・オールアウトを行っており、オールアウトのたびに鶏舎内の清掃・消毒を行っているとのこと。
- ⑩ 飼養管理者によると、普段は農場入り口に消石灰の散布を行っていたとのこと。鶏舎周囲に消石灰を散布すると雨で排水溝が詰まり、不衛生であるため行っていなかったとのこと。
- ⑪ 飼料会社は、ほぼ毎日、運送業者によって当該農場の他、3か所の農場に同一車両でピストン輸送及び搬入しているとのこと。
- ⑫ 卵はGPセンター専用の車両で毎日搬送しているとのこと。その他、ガス運搬車等の車両が頻繁に農場敷地内に入出入りしていたとのこと。車両が農場に入る際は、通常、入口に設置された動力噴霧器で消毒を行っていたが、近隣農

場での発生以降は、全ての車両が消毒ポイントで動力噴霧器を用いて消毒されることとなったため、車両消毒ゲートで消毒を行っていたとのこと。

- ⑬ 飼養管理者によると、動物用医薬品会社からのワクチンの受け渡し等は、農場入り口で対応していたとのこと。
- ⑭ 飼養管理者によると、最近、当該農場かかりつけの獣医師が来場することはなかったとのこと。

(エ) 飼養衛生管理基準の遵守状況

令和2年8月11日、東部家保が問題ないことを確認している。

イ. 飼養者、従業員等に関する情報

- ① 飼養管理者によると、当該農場では11名の専属の従業員のうち、9名が鶏舎管理と集卵・出荷作業を担当し、これと別に2名の従業員が、集卵・出荷作業のみを行っていた。鶏舎内作業を行う9名のうち、5名は外国人実習生、4名は日本人従業員で、担当する作業は固定されておらず、全ての作業を交代で行っていたとのこと。除糞作業がある日は、3号鶏舎（発生鶏舎）には、4～5人が鶏舎を出入りするとのこと。
- ② 飼養管理者によると、外国人実習生は農場内に住んでおり、日本人従業員は通勤しているとのこと。直近の外国人実習生の来日時期及び人数は、令和2年11月に1名で、当該農場での作業は12月から開始したとのこと。
- ③ 従業員は、鶏舎において、毎日午前・午後1回ずつ、集卵前の施設確認及び健康観察と死亡鶏の回収、給水、給餌装置の確認等を行っていたとのこと。
- ④ 関連農場では外国人の専属従業員が2名いるが、発生農場でワクチン接種を行う際、手伝いのため発生農場の鶏舎内で作業をすることがあったとのこと。直近は2月1日、2月3日。

(5) 農場及び農場周辺における野鳥等の野生動物の生息状況と侵入防止対策

- ① 飼養管理者によると、農場敷地内ではイタチやネコ、カラスが確認されることがあるとのことであり、調査時にも、農場敷地内でタヌキ、ネコ、カラスが確認された。
- ② 飼養管理者によると、鶏舎内でネズミを見かけることがあり、ネズミ対策（捕殺や粘着シートの設置）を実施しているとのこと。なお、調査時には、発生鶏舎では、換気扇の上にネズミの糞が確認された。
- ③ 鶏舎から集卵施設までの集卵ベルトの経路にはすべてカバーがされており、壁面との境目には、開閉式のシャッターが設置されていた。
- ④ 鶏舎から堆肥舎まで鶏糞を運搬するベルトコンベアの経路にはすべてカバーがされていたが、鶏舎内と前室の壁面や前室と鶏舎外における壁面との境目にシャッター等はなく、数センチ程の隙間があった。調査時、7号鶏舎と8号鶏舎の間に設置された前室のベルト上には、小型ほ乳類のものと思われる足